

● 医療費控除とセルフメディケーション税制の減税額試算

医療費控除とセルフメディケーション税制はどちらか一方しか適用することはできません。

国税庁ホームページでは、これらの控除による減税額を試算し、どちらが有利か確認することができます。

医療費控除とセルフメディケーション税制の減税額等を試算できます

「通常の医療費控除」と「セルフメディケーション税制」は選択適用のため、重複して適用することはできません。どちらの控除を受けるかは申告される方が自ら選択する必要があります。

【減税額の試算】

● 次の事項を入力してください。

① 平成29年分の給与収入金額	<input type="text" value="6,350,000"/>	円
② 控除の対象となる配偶者の有無	<input type="text" value="有"/>	
③ 控除の対象となる16歳以上の扶養親族の人数	<input type="text" value="2"/>	人
④ 年間医療費額 (⑤の金額を含みます。)	<input type="text" value="145,600"/>	円
⑤ セルフメディケーション税制 対象医薬品の購入額	<input type="text" value="45,250"/>	円

※ ④、⑤については、保険金などで補てんされる金額を差し引いた後の金額を入力する。

計算する **訂正する** **クリアする**

↓ 通常の医療費控除	↓ セルフメディケーション税制
減税額は、約4,700円です。	減税額は、約3,500円です。
(控除額は45,600円です。)	(控除額は33,250円です。)

※ 計算された減税額等は、あくまでも概算です。実際の減税額等は、他の所得及び所得控除の金額等により異なります。

源泉徴収税額が0円の場合は、減税額に金額があったとしても、還付される金額は、ありません。

計算された減税額等は概算のため、申告書を作成する方は、「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。